

京都市告示第366号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和7年9月4日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
社会福祉法人京都ワークハウスに対する寄附金	京都市上京区黒門通下長者町上る南小大門町563番地	当該法人の主たる目的である業務	令和7年1月1日以後

(行財政局税務部税制課)